

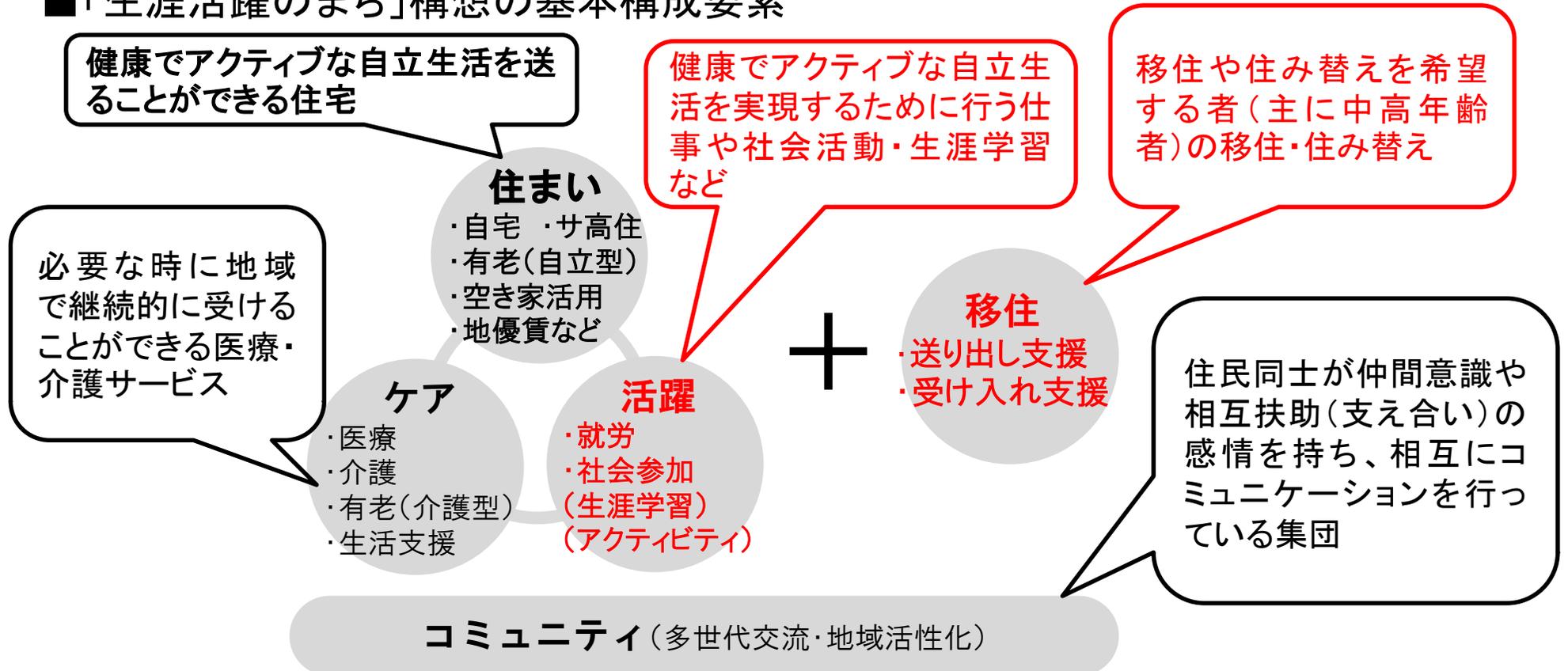
「生涯活躍のまち」に関する参考施策集（活躍・移住）

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

はじめに ～「生涯活躍のまち」の基本構成要素～

- 「生涯活躍のまち」の基本構成要素は、「住まい」、「ケア」、「活躍」を核に、「移住」を加えた「3+1」の要素、及びこれを下支えする重要要素である「コミュニティ」(多世代交流、地域活性化)を加えた5要素。
- 本施策集は、関連制度等を「住まい」、「ケア」、「活躍」、「移住」の4要素に分類して整理。

■「生涯活躍のまち」構想の基本構成要素



「生涯活躍のまち」に関する参考施策集（活躍・移住） 目次

※令和元年7月1日時点

【3】活躍

【教育】

- ◎ 地域学校協働活動推進事業 1
- ◎ 大学等における履修証明（certificate）制度の概要 2
 - 生涯学習を目的とする履修証明プログラムの例 3
 - 地域学校協働活動の事例 4

【就労等】

- ◎ シルバー人材センター事業（概要） 5
- ◎ シルバー人材センターの「臨・短・軽」要件の緩和 6
- ◎ 高年齢者雇用に係る助成金 7
- ◎ 高年齢雇用継続給付 8
 - 高齢者の生きがい就労 9
 - 地方公共団体の取組
 - ～「まちの人事部」事業【岡山県奈義町】 10

【4】移住

- ◎ 「移住・交流情報ガーデン」 11
 - 地方公共団体の取組・
 - ～都市部からの移住促進の取り組み【岩手県雫石町】～ 12

<注釈>
◎：制度概要
➢：地方公共団体、事業者の取組概要

【補助率】	
国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3



地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による**地域の教育力の低下**や、学校が抱える課題の複雑化・困難化といった社会的課題の解決を目指すとともに、これからの社会の創り手となる子供たちに、社会や地域と向き合い関わり合いながら学ぶ機会を与える「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤として、**地域と学校が連携・協働**し、**地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく「地域学校協働活動」**を積極的に推進していくことが必要。

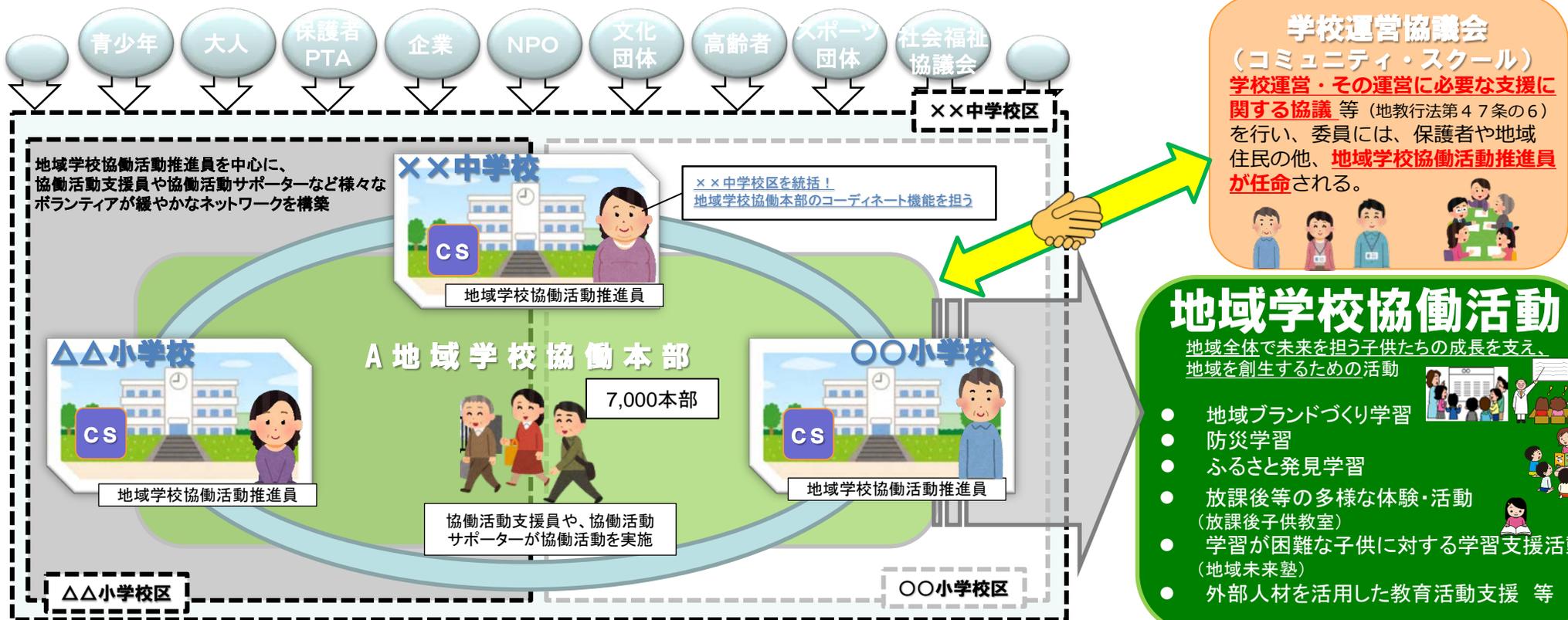
目標

2022年度までに全小中学校において幅広い地域住民や地域の多様な機関・団体等の参画を通じた地域学校協働活動の推進を図る。

事業内容

幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、子供たちの成長を支え、地域を創生する「**地域学校協働活動**」を推進する。

そのため、地域と学校をつなぐ「**地域学校協働活動推進員**」を配置することにより、地域の実情に合わせた様々な地域学校協働活動の総合化、ネットワーク化を目指し、組織的で安定的に継続できる「**地域学校協働本部**」の整備を推進することにより、**社会全体の教育力の向上及び地域の活性化**を図る。



大学等における履修証明（certificate）制度の概要

趣旨

教育基本法第7条及び学校教育法第83条の規定により、教育研究成果の社会への提供が大学の基本的役割として位置付けられたことや、中教審答申の提言等を踏まえ、平成19年の学校教育法改正により、履修証明の制度上の位置付けを明確化。

これにより、各大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校）における社会人等に対する多様なニーズに応じた体系的な教育、学習機会の提供を促進。

制度の概要

- 対象者**：社会人（当該大学の学生等の履修を排除するものではない）
- 内容**：大学等の教育・研究資源を活かし一定の教育計画の下に編成された、体系的な知識・技術等の習得を目指した教育プログラム
- 期間**：目的・内容に応じ、総時間数60時間以上で各大学等において設定
- 証明書**：プログラムの修了者には、各大学等により、学校教育法の規定に基づくプログラムであること及びその名称等を示した履修証明書を交付
- 質保証**：プログラムの内容等を公表するとともに、各大学等においてその質を保証するための仕組みを確保
※学生を対象とした学位プログラムとは異なり、単位や学位が授与されるものではない。

教育や研究に加え、大学の「第三の使命」としてのより直接的な社会貢献



立教大学「立教セカンドステージ大学」

- 50歳以上のシニアのために、人文学的教養の修得を基礎とし、「学び直し」と「再チャレンジ」のサポート。
- 立教建学の精神に基づくりベラルーツ（教養教育）の重視と、学外からも高い評価を得ている全学共通常カリキュラムや先駆的な社会人大学院で培った経験を踏まえ、シニアの人たちがセカンドステージの生き方を自らデザインする、というコンセプトが設計の原点。
- 単に市民に大学を開放するだけでなく、シニアの人たちが集い、人と人のネットワーク、地域や社会とのネットワークを形成し、仕事や多様な社会参加の担い手として、セカンドステージに踏み出すための新しいキャンパスの創造と位置付けている。



園田学園女子大学「シニア専修コース」

- 公開講座の発展型である3年制の専門コース。
- 文学歴史学科、国際文化学科、情報学科に分かれ、専門的な内容まで幅広く学ぶ。
- 卒業後は研究生として、興味のある科目を継続して学ぶことも可能。

地域学校協働活動の事例

大人も子供も共に育とう

～「幸ヶ谷共育倶楽部」による地域学校協働活動～（神奈川県横浜市立幸ヶ谷小学校）

活動概要・目的

- 「幸ヶ谷共育倶楽部」として、地域住民、保護者、教師を目指す学生等が教育支援ボランティアとして登録し、子供たちの学習活動や学校の教育環境をサポートするネットワーク。
- 平成21年に地域住民や保護者のサークル的な活動（ブックママ、クラブ活動のサポート等）を一つに組織化したのが始まり。
- 学習サポート部門、読書サポート部門、安全見守り部門、栽培緑化環境部門で構成。会員数約240人（H28年度）



学校からの
サポート依
頼

幸ヶ谷共育倶楽部

地域住民、保護者、
学生などが登録

※内容に応じてボランティアを依頼

学習サポート部門

校外学習、家庭科調理
実習、水泳学習、遠足、
社会科見学、クラブ活
動等の支援を実施。

読書サポート部門

読み聞かせグループと
本の修繕・装飾を行う
グループに分かれて活
動を実施。

安全見守り部門

登下校時の見守り、
授業参観時の受付、
校外学習付き添い
など幅広く活動。

栽培緑化環境部門

校庭の芝生整備(苗
作り、芝刈り、毎
日の水やり等)やパ
ンジープランター
作りなどを実施。

活動における工夫・ポイント

- 学校・地域コーディネーターが、学校のオーダーシートに従って効果的にボランティアを割り振り。
- 学習サポートでは、SNS（らくらく連絡網）を活用し、ボランティアへの連絡調整を円滑に実施し、教員の負担も軽減。
- 学校内に倶楽部の事務局を設け、コーディネーターと校長や教職員との情報交換を密に行えるようにしている。

活動における成果

- 学校と連携・協働して年間を通して活動を実施し、平成28年度の延べ参加人数は1,900人を超えるなど、地域住民や保護者が積極的に学校にかかわり、子供たちの安全や学びを見守っている。
- 子供が卒業した後もほとんどの人が会員を継続しており、大学生になってからボランティアメンバーとして戻ってくる卒業生もあり、幅広い地域住民による活動への参画の輪が広がっている。

シルバー人材センター事業（概要）

臨時的・短期的または軽易な就業(*)を希望する高齢者に、シルバー人材センターが就業機会を提供

○ シルバー人材センターの概要(30年度)

団体数1,299団体、会員数71万人(男性47万人・女性24万人)、平均年齢73.0歳

就業実人員数59万人、月平均就業日数9.8日、月平均収入3.8万円、就業延人員数<就業人数×就業日数>6,977万人日

契約件数343万件、契約金額3,185億円



シルバー人材センター

① 仕事の発注

④ 料金支払い



企業、家庭、官公庁

⑤ 賃金・配分金
② 仕事の依頼



臨時的・短期的または軽易な就業
を希望する概ね60歳以上の高齢者
(シルバー人材センター会員)

③ 仕事の遂行

- 派遣(センターが会員を発注者の事業所等に派遣して仕事を行う方法)、
- 請負(センターが受注した仕事を会員に請負わせて仕事を行う方法)、
- 職業紹介(センターが紹介した会員を発注者が雇用して仕事を行う方法)により実施

地域の経済・社会の維持・発展 など

企業等の人手不足の解消、現役世代の下支え

高齢者の生きがいの充実、健康の維持増進、生活の安定

○ シルバー人材センターが扱う仕事

介護施設・育児施設・スーパーマーケット・ホテル・レストラン・製造業企業等への派遣、

福祉・家事援助サービス、空き屋管理、地域見守りサービス、観光案内、

清掃、除草、自転車置き場管理、公園管理、宛名書き、植木剪定、障子・ふすま張り など

* おおむね月10日程度以内、または、1週間当たりの就業時間が20時間を超えない就業

(高齢者の就業機会の確保に寄与することが見込まれ、民業圧迫や他の労働者の就業機会に著しい影響を与えるおそれがない場合であって、都道府県知事が指定した場合に、派遣、職業紹介の就業時間の上限を週40時間とする特例措置あり。平成28年4月より施行)

シルバー人材センターの「臨・短・軽」要件の緩和(高齢法関係)

改正の趣旨

地域の実情に応じ、高齢者のニーズを踏まえた多様な就業機会を確保する観点から、現行、臨時的かつ短期的又は軽易な業務に限定されているシルバー人材センター等の取り扱う業務の要件を緩和する。

現行の内容

シルバー人材センターの取り扱う業務は、「臨時的・短期的」(概ね月10日程度まで)又は「軽易な業務」(概ね週20時間まで)に限定されている。

改正の内容【平成28年4月1日施行】

- シルバー人材センターの業務のうち、派遣・職業紹介に限り、週40時間までの就業を可能とする。
- 要件緩和により、民業圧迫等が起きることのないよう、以下の仕組みを設ける。
 - ・ 要件緩和は、都道府県知事が、高年齢退職者の就業機会の確保に寄与することが見込まれ、厚生労働省が定める基準(※1)に適合すると認められる場合に、対象となる市町村ごとに業種・職種を指定することにより可能とすること。
 - ・ 要件緩和を実施する業種等を指定するに当たっては、あらかじめ地域の関係者(※2)の意見を聴取するとともに、厚生労働大臣に協議すること。
 - ・ 要件緩和に係る指定が厚生労働省が定める基準に適合しなくなったときは、指定を取り消すこと

※1 次の2つの基準を規定。要件緩和を行う市町村の区域において、

①指定しようとする業種・職種について労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う事業者の利益を不当に害することがないと認められること。

②他の労働者の雇用の機会や労働条件に著しい影響を与えないと認められること。

※2 次の関係者を規定。①市町村長、②シルバー人材センター等、③指定しようとする業種・職種について労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う事業者を代表する者、

④当該市町村の労働者を代表する者

高齢者雇用に係る助成金(令和元年度)

65歳超雇用推進助成金

○65歳超継続雇用促進コース

65歳以上への定年引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を66歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した事業主に対して、措置の内容、定年等の年齢の引上げ幅及び60歳以上の雇用保険被保険者数に応じて5～160万円を支給する。

○高齢者評価制度等雇用管理改善コース

高齢者の雇用管理制度の整備(高齢者に係る賃金・能力評価制度の構築等)を行う事業主に対して、当該取組に要した費用の45%<60%>(中小企業60%<75%>)を支給。

○高齢者無期雇用転換コース

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して、対象者1人につき38万円<48万円>(中小企業は1人につき48万円<60万円>)を支給。

※<>は、生産性要件を満たした場合

特定求職者雇用開発助成金

○特定就職困難者コース

高齢者(60歳以上65歳未満)などの就職困難者をハローワーク等の紹介により雇い入れる事業主に対して、賃金の一部に相当する額を助成。(中小企業の場合、1人につき60万円(短時間労働者40万円))

○生涯現役コース

65歳以上の離職者をハローワーク等の紹介により雇い入れる事業主に対して、賃金の一部に相当する額を助成。(中小企業の場合、1人につき70万円(短時間労働者50万円))

中途採用等支援助成金

○中途採用拡大コース

これまで学卒採用中心であった企業が、中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中高年齢者(45歳以上)の初採用等により中途採用を拡大した場合に一定額を助成(①45歳以上の者を初めて中途採用した場合は60万円(60歳以上の者を初めて中途採用した場合は10万円を上乗せ)、②中途採用率を向上させた場合は50万円)。

○生涯現役起業支援コース

40歳以上の中高年齢者などの方が、起業によって自らの就業機会の創出を図るとともに、事業運営のために必要となる従業員の雇入れに要した費用の一部を助成。(起業者の起業時年齢が60歳以上の場合、助成額の上限は200万円(40歳～59歳の場合は150万円))

また、一定期間経過後に生産性要件を満たした場合には、上記助成額の25%の額を別途支給する。

高年齢雇用継続給付の概要

給付金の種類と額

① 高年齢雇用継続基本給付金

被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の労働者であって、60歳以後の各月に支払われる賃金が原則として60歳時点の賃金額の75%未満となった状態で雇用を継続する高年齢者

② 高年齢再就職給付金

基本手当を受給した後、60歳以後に再就職して、再就職後の各月に支払われる賃金額が基本手当の基準となった賃金日額を30倍した額の75%未満となった者で以下の要件を満たす者

- 基本手当についての被保険者であった期間が5年以上あること
- 再就職した日の前日における基本手当の支給残日数が100日以上あること
- 安定した職業に就くことにより被保険者となったこと

(注) 同一の再就職について、再就職手当と高年齢再就職給付金は併給されない。

給付額

60歳以後の各月の賃金の15%

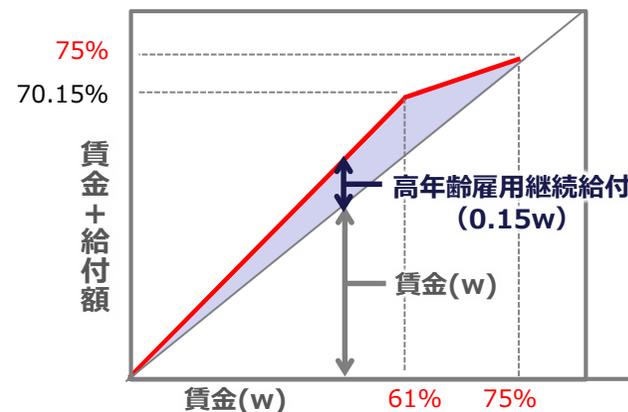
※賃金と給付の合計額が60歳時点の賃金70.15%を超え75%未満の場合は減した率【右図参照】

※賃金と給付の合計が月額360,169円を超える場合、超える額を減額

支給期間

65歳に達するまでの期間

※②は、基本手当の支給残日数200日以上は2年間、100日以上は1年間)



(注) %は60歳時点の賃金に対する割合である。

高齢者の生きがい就労(千葉県柏市)

- 退職した高齢者が、社会とのつながりを保ち、地域で孤立することがないように、(1)農業、(2)生活支援、(3)育児、(4)地域の食、(5)福祉の5分野で高齢者の就労の場を創生する。
- 平成25年3月末現在、これらの分野でのべ152名の高齢者が就労している。

事業統括組織



【目的】

町民や事業所が望む生き方や、なりたい姿を叶えられるような「はたらく」（働き方や経営）を増やし、育て、つなぐことで、子ども達もワクワクする未来を描けるようにし、町を元気にする。

【ポイント】

- 休業中のガソリンスタンドをリノベーションした「しごとスタンド」が活動拠点。
- 人材サポートの専門企業と連携して、さまざまなサービスを提供。



【事業のしくみ】



移住・交流情報ガーデン

- 居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口「移住・交流情報ガーデン」を開設。
- 地方自治体や関係省庁とも連携し、「全国移住ナビ」を活用して総合的な情報提供を実施。
- 地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能。
(※都道府県間での連携や市町村間での連携(定住自立圏構想等の取組団体)等複数団体で協力して実施する団体の利用を優先)

地方への移住や地方との交流に興味を持っている都市住民、団体

相談



(ガーデン館内)



(移住フェアの様様)

<移住・交流情報ガーデン> ワンストップ支援窓口

- ※国の各府省とも連携
- ・厚生労働省(しごと情報)
- ・農林水産省(就農支援情報) 等

全国
移住ナビ
とは?

自分に合った暮らし探しを「全国移住ナビ」でお手伝い

総務省所管の全自治体の共同データベース「地域の元気創造プラットフォーム」内

仕事から探してみる

気になる地域の仕事を
いろいろな条件から検索できます

住まいから探してみる

気になる地域の物件を
いろいろな条件から検索できます

生活環境・交通から探してみる

気になる周辺施設を
地図上から検索できます

このほか、こだわり観光情報や移住者の体験談などから情報を検索することができます。
また、全国の自治体が作成したPR動画から探すこともできます。

※自治体等が実施する短期のPRイベントの場としても活用可



[開館時間] (平日)11:00-21:00
(土日祝)11:00-18:00
[休館日] 月曜、年末年始

[所在地] 東京都中央区京橋1-1-6 越前屋ビル
[アクセス] JR/東京駅(八重洲中央口)より徒歩4分
地下鉄/東京メトロ銀座線 京橋駅より徒歩5分
東京メトロ銀座線・東西線 都営浅草線 日本橋駅より徒歩5分

都市部からの移住促進の取り組み (岩手県 雫石町)

ステップ1

まずは「雫石」を知っていただく。
そのための「情報発信」

「生涯活躍のまち移住促進センター」 への出展

※都市部での移住相談窓口として東京都千代田区有楽町に開設 URL:<http://iju-center.jp/>

移住フェア・相談会等への参加

※都市部で開催される移住フェア・セミナー
相談会へのブース出展



移住・定住支援情報の発信

※移住応援パンフレットの作成やウェブサイトでの情報発信、PR動画「あなたにしか、出会えない場所がある。」の配信

<http://www.town.shizukuishi.iwate.jp/teijyu/>

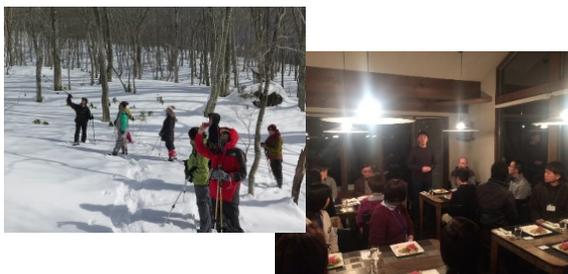


ステップ2

次に「雫石」を訪れていただく。
そのための「体験・交流」

移住体験・交流ツアーの実施

※四季折々の気候や雫石の魅力に触れていただくためのツアー。平成27～28年度に6回のツアーを実施。29年度も3回のツアーを予定。



移住促進イベントの実施

※町民との交流や町民の受入れ意識の醸成をためのイベントの実施



ステップ3

次に「雫石」への移住を
実際に検討していただく。

トータルサポートの実施

※移住したばかりの方や移住に興味がある方を対象に「移住カフェ」や先輩移住者による相談等の実施

移住相談の旅費助成

※仕事、住まい、生活環境の確認など、移住を目的とした活動のために町を訪れる場合の旅費の一部を助成。

東北から5,000円助成、関東甲信越から13,000円助成、その他の地域から18,000円など

お試し居住

※雫石町定住促進住宅の一室(3DK)を活用したお試し居住を実施。

1週間 15,000円(光熱水費込)

1か月 50,000円(〃)

空き家バンク制度及び空き家改修補助金

※空き家バンク登録物件に係る改修費用を助成(上限100万円)